

第 R 6 - 1 4 号

令和 7 年 2 月 2 5 日

高松市上林町30番地8

アイラックホーム株式会社

代表取締役 増元 浩二 様

高松市長 大 西 秀 人



道路位置指定について（通知）

令和 7 年 1 月 3 1 日付けで申請のあった道路位置指定については、建築基準法施行令第
1 4 4 条の 4（道に関する基準）に適合しています。

記

（位置指定道路）

高松市円座町 字下所
1482番1の一部、1483番23

（開発区域）

高松市円座町 字下所
1482番1、1483番23

【両面印刷】※裏面にも記載があります。

(注意)

- 1 申請者は、道路等の工事を完了したときは遅滞なく道路築造報告書を提出し、完了検査を受けてください。
- 2 申請者は、道路位置指定の通知書を受領したときは遅滞なく当該道路を公衆用道路として登記の手続きを行ってください。
- 3 道路位置指定を受けた道路等の管理は、公共施設管理者との協議に基づき管理してください。
- 4 既に道路位置指定を受けた道路を変更又は廃止しようとするときは、速やかに変更又は廃止申請書を提出すること。
- 5 工事に着手できない場合は、速やかに道路位置指定申請取下願を提出すること。
- 6 道路構造物及び排水施設構造物（マンホール、集水桝、道路側溝等）は工事完了時にしゅん工写真を提出すること。
- 7 工事期間中は、安全施設及び排水施設を完備して施工してください。
- 8 その他
 - ・当該道路位置指定の公告日以後みなし年数以内にこれに隣接して開発行為を行う場合は、協議すること。また、当該道路位置指定の公告日以後みなし年数以内に当該開発区域外の土地に排水施設を接続しないこと。
 - ・建築基準法等関係法令を遵守すること。
 - ・工事完了時において、当該指定区域の公図及び登記簿謄本を提出し、権利者の同意を得ること。
 - ・あらかじめ事業計画の内容を利害関係人に説明し、理解を得るよう努めること。

(河港課)

- ・水路内に影響を与える行為を行うときは、別途協議すること。
- ・通水等に支障をきたす場合は、申請者において措置すること。
- ・工事着手前には、占用等許可申請書を提出すること。

(下水道整備課)

- ・高松市公共下水道に接続する際、本開発に係る下水道工事着手前に下水道整備課に「排水設備の新設等確認申請書」を提出し、指示を受けること。（污水）
- ・寄付を希望する場合は、下水道施設の無償譲受要綱に基づき協議を行うこととする。（污水）
- ・施工にあたり利害関係者の同意をとること。
- ・受益者負担金・分担金（公簿面積×150円）を納期限までに納付すること。